

公益財団法人厚木市スポーツ協会キッチンカー等出店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が、スポーツ施設利用者の利便性向上を目的として実施するキッチンカー等出店事業について、必要な事項を定めるものとする。

(出店形態)

第2条 この要綱が定めるキッチンカー等での出店形態は次の各号とする。

- (1) キッチンカー等で食材を調理した食品を販売するもの
- (2) 食品をキッチンカー等で販売するもの

(販売食品)

第3条 キッチンカー等で販売できる食品は営業許可証の範囲内のものとする。ただし、次の各号に該当する食品は販売することができない

- (1) 消費期限及び賞味期限が切れている飲食物、又はそれらで調理した食品
- (2) アルコール類
- (3) その他、スポーツ協会が不相当と判断した食品

(出店可能施設等)

第4条 出店可能な指定管理施設及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 厚木市営及川球技場駐車場ほか
- (2) 厚木市営南毛利スポーツセンター体育館入口付近ほか
- 2 出店日は出店施設の開場日とし、休場日は出店することができない。
- 3 入場時刻は午前8時30分以降とし午後8時30分までに退場すること。
- 4 出店許可店舗数は各施設おおむね2店舗とする。
- 5 出店許可期間は最長3か月間とする。
- 6 出店料は出店施設の窓口に売上金報告書を提出し、出店日当日に精算しなければならない。
 - (1) 出店料は売上金額の10%（1円未満の端数は切り捨て）とする。
 - (2) 売上金額は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(キッチンカー等の許可基準)

第5条 キッチンカー等の許可基準は次のとおりとする。

- (1) 車体は一般的な駐車場に停められる大きさであること。
- (2) 外装が次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - ア 公共施設の品位を損なうおそれのあるもの。
 - イ 公序良俗に反するおそれのあるもの。
 - ウ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの。
 - エ その他、スポーツ協会が不相当と認めたもの。

(出店許可申請)

第6条 出店を希望する者（以下「申込者」という。）はキッチンカー等出店許可申請書兼誓約書（第1号様式）に以下の資料を添えて、スポーツ協会会長へ提出しなければならない。

- (1) 食品衛生責任者証の写し
- (2) 食品賠償責任保険等の証券の写し
- (3) キッチンカー等の車検証の写し
- (4) キッチンカー等の写真（前面・側面としナンバープレートが確認できるもの。）
- (5) その他、スポーツ協会が必要に応じて提出を求めるもの。

2 第2条第1項第1号に定める出店形態で出店許可申請をする場合は食品衛生法に基づく営業許可証の写しも提出しなければならない。

(出店申込の禁止)

第7条 以下各号に該当する者は、出店申込を行うことができない。また、申込者は、自身が以下各号に該当する者ではないことを第6条の出店許可申請の際に誓約しなければならない。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役、又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留、又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期、又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (8) 反社会的勢力の支配・影響を受け、又は反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）
- (9) その他、スポーツ協会が不相当と認めたもの。

(出店許可)

第8条 スポーツ協会会長は第6条の出店許可申請があったときは、出店の可否を審査し、許可する場合はキッチンカー等出店許可証（第2号様式）により申込者へ通知しなければならない。

2 出店許可の権利は他の者に移譲することはできない。

(出店の取りやめ)

第9条 出店者は出店を取りやめる場合は速やかに出店取りやめ・キッチンカー等変更届出書(第3号様式)を提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 出店者は第2号様式に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに第3号様式を提出しなければならない。

(出店の中止)

第11条 出店者は出店日当日が降雨、降雪、強風などの悪天候等により出店を中止する場合は出店施設に報告しなければならない。

(その他出店者の遵守事項)

第12条 出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- (1) キッチンカー等の搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- (2) 食品衛生責任者の修了書、又はそれに準ずるもの及び営業許可証を、キッチンカー等の食品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。
- (3) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- (4) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (5) 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。出店施設にゴミの処分等を依頼してはならない。
- (6) 営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、出店施設に備品を放置しないこと。
- (7) 営業終了後は、使用した場所を設置前と同じ状況に戻すこと。
- (8) 騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- (9) 食品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (10) キッチンカー等の破損、紛失等について、スポーツ協会は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- (11) 出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちにスポーツ協会へその旨を報告すること。
- (12) 出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、販売食品の追加・変更、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合はスポーツ協会へ報告すること。
- (13) 出店に関する各種関係諸法令に違反する等、スポーツ協会の信用を害する行為を行わないこと。
- (14) 店舗前に人が密にならないよう配慮し食品の販売を行うこと。
- (15) 食品の販売の際、大声での客引き等を行わないこと。
- (16) その他、スポーツ協会からの指示に従うこと。

(損害賠償)

第13条 出店者が、スポーツ協会、又は出店施設の利用者等の第三者に損害を与えた場合、直ちにスポーツ協会にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 スポーツ協会会長は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、許可の取消しを行うことができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止、又は営業許可の取消等の処分を受けたとき。
- (2) 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- (3) 第13条の遵守事項を守らないとき。
- (4) その他、スポーツ協会の信頼を失墜させる行為を行ったとき。

(免責)

第15条 スポーツ協会又は、出店者の責によらない事由による出店中止等について、スポーツ協会及び出店者は互いにその責を負わないものとする。

(疑義についての協議)

第16条 本要綱の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本要綱に特別の定めのない事項については、スポーツ協会と出店者が協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。